19世紀イギリスにおける司法制度の改革

--1873年裁判所法の成立過程を中心として---

捧剛

I はじめに

イギリス法の歴史において19世紀は「改革の世紀(century of reform)」であるといわれている。しかし、どのような意味で「改革の世紀」であるのか。17世紀の市民革命以降、イギリスでは法の近代化のために絶えず改革が重ねられてきた。特に18世紀にはマンスフィールド卿(Lord Mansfield)に代表される、裁判官の判例による法改革(law reform)が数多くなされており、19世紀の法改革はそれらとどのように違うのかが問題にされなければならない。

19世紀の法改革とそれ以前の法改革との大きな違いは、19世紀のそれが判例によるものではなく、立法による極めて徹底したものであったということである。その象徴ともいえるのが、1873年裁判所法(Judicature Act 1873)である。この制定法は、イギリス法の特徴である判例法主義を担う司法制度を徹底的に改革するものであった。

また、同法により設置された司法制度は、現行司法制度の基礎となっているものでもあるので、19世紀の司法改革の中でも最も重要なものである。

しかし、その重要性にもかかわらず、1873年裁判所法についての、史料に基づいた実証的研究はわが国では勿論、本国イギリスにおいてさえも決して十分に行われてきたとはいえないのである。そこで、本稿ではまず、委員会報告書・議事録等の第一次史料に基づいて、19世紀イギリスの司法制度が抱えていた問題点を明らかにし、次に1873年裁判所法がどのような改革を行っているかをその問題点と対比させて見てゆくことにしたい。そうすることが、19世紀の法改革の特質を分析し、イギリス法の近代化の特色を明確にするという大きな問題を研究するための第1歩と考えるものである。

になる。

- (1) たとえば、R.M. Mersky & J.M. Jacobstein ed., Classics in Legal History (1901)はその14巻を"A Century of Law Reform"と題して、19世紀の諸改革に関する論文を集めている。また、W.S. Holdsworth、 A History of English Law の15巻では1833年から1875年を"The Age of Reforms"としている。
- (2) 18世紀の法改革の実証的研究には、堀部政男、イギリス近代法の形成 —— 18世紀後半における司法的立法の展開、法学研究 7号 (1968年) がある。
- (3) 1873年裁判所法というのは, 1873年最高法院法 (Supreme Court of Judicature Act 1873): 36 & 37 Vict. c. 66の俗称である。

Ⅱ 19世紀イギリスの司法制度の問題点

19世紀のイギリスでは、株式会社の発達や海外貿易の隆盛などにより、それまで見られなかった新たな紛争が生じてきており、訴訟の絶対数も増加してきていた。しかし、「この世紀〔19世紀〕の初めから、この国〔イギリス〕の人口、富及び商業は長足の発展をとげ、古い瓶は新しいワインをいれておくには不適当になるばかりであった」との指摘通り、旧態依然とした司法制度ではこれらの急速な変化に対応して行くことができずに、法は現実社会のニーズからかい離してゆく一方であった。さらに、「先例原則(doctrine of precedent)の制限的機能と、裁判官本来の保守主義が欠陥を是正することを不可能ならし(2)めた」ため、司法制度そのものの改革が緊急の立法課題となったと考えられる。それでは、19世紀イギリスの司法制度はどのような問題を抱えていたのか。1873年裁判所法の起草者であるセルボーン卿(Lord Selborne)は、裁判所法案を議会に提出する際、「社会の発展による訴訟事件の増加に伴って徐々に蓄積されてきた多くの害と不便が存在します」と述べ、当時のイギリスの司法制

まず第1点は、コモン・ロー裁判所(Common Law Courts)と大法官府裁判所(Court of Chancery)に代表されるような、異なった法を運用する裁判所がそれぞれ独立して存在し、時として対峙している状態をなくすることである。

度で改革すべき点が3点あると指摘している。それらを要約すれば、次のよう

第2点は、できるかぎり訴訟手続について、費用を削減し、簡略化し、統一 性をもたせることが望ましいということである。

第3点としては、上訴裁判所の構成の改革が必要だということである。 本稿では、紙面の関係上、このうちの第1点に絞って、具体的問題点を見て ゆくことにし、他の2点については別の機会に触れることとしたい。

また、1873年裁判所法はセルボーン卿のイニシアティヴの下に設置された、ケアンズ卿(Lord Cairns)を長とする司法制度調査委員会(Judicature Commission)の第1次報告書(1869年)に基づいて起草されたものであるが、この報告書は当時の司法制度の問題点の調査結果及びそれらの解決に向けての勧告からなっており、19世紀イギリスの司法制度の状態を示す重要な史料となっている。したがって、本稿では、この報告書を中心に、19世紀イギリスの司法制度の問題点を指摘することにしたい。

1. コモン・ロー裁判所と大法官府裁判所

コモン・ローとエクイティー(equity)というイギリス法の法源を各々運用する両裁判所の対峙は最も深刻な問題であった。

「〔司法〕制度の重大な欠陥はコモン・ロー裁判所とエクイティー裁判所の間(8)に存在する裁判管轄権の抵触であった」と、司法制度調査委員会の委員であったコウルリッジ(Coleridge)は議会で述べている。

コモン・ロー裁判所と大法官府裁判所では、「共通の歴史的起源は無く、法を運用する上での原則が違っている。原告に与える救済が違い、訴訟手続が違い、同じ事実に関して善悪の判断をする原則が違ってい」た。したがって、同じ事実についてコモン・ロー裁判所では原告勝訴、大法官府裁判所では被告勝訴という事態も起こりえたのである。

さらに、両裁判所はともに、他方の裁判所が認める抗弁や救済を容認しなかった。コモン・ロー裁判所ではエクイティー上の請求や抗弁は主張できなかったし、事実問題は陪審により審理・決定されるのが最もよいとの考えを中心原則にしており、その与える救済は土地所有に関する事件を除いて、金銭による賠償の形をとった。侵害のおそれを防ぐための訴訟について管轄権を有せず、差止命令を発することができず、争点を明確にするために当事者に対して証拠の開示を強制する権限を有していなかった。

他方,大法官府裁判所は金銭による賠償という救済を認めなかった。事実問題を審理・決定することができず,常にコモン・ロー裁判所の助けを必要と(11)した。

このような状況のもとで、原告は訴訟をコモン・ロー裁判所にではなく、大

法官府裁判所に提起すべきであったとの理由で、またはその反対の理由で訴訟を却下されることもあった。したがって、「原告は実質的な正義を獲得するためには、2つの裁判所で訴訟を遂行せざるをえなかった」のである。

例えば、明白な契約違反に対して、コモン・ロー裁判所で損害賠償を勝ち取ることができても、契約内容の履行をも望むのであれば、さらに大法官府裁判所で特定履行(specific performance)の判決を得なければならなかった。

以上の問題をさらに悪化さたものが大法官府裁判所の発する一般差止命令(common injunction)であった。これにより、コモン・ロー上の権利がコモン・ロー裁判所によって実現されることを抑制できたため、単に訴訟を遅延させる目的で請求されることがあり、「ほとんど完成に近い訴訟が差止命令によって停止させられてしまうこと」や、「最終的に差止命令が取り消されても、原告にとって最も重要な証人が死んでしまっているか、イギリス国外に行ってしまっているという事態が当然に起こりえたのである」。

これらの問題につき、1873年裁判所法制定以前にも数多くの改革立法がなされていたが、その中でもコモン・ロー裁判所の実務と訴訟手続を調査した委員会の報告書に基づいて制定された1852—60年コモン・ロー訴訟手続法(Common Law Procedure Acts 1852—1860) 及び1858年大法官府裁判所(改正)法(Court of Chancery (Amendment) Act 1858) が重要である。

上述した委員会の最終報告書(1860年)では、コモン・ロー裁判所に、大法官府裁判所によってのみ行使されていた権限を与える一方、大法官府裁判所に、コモン・ロー裁判所にのみ属している権限を与えるよう勧告が繰り返しなされている。

この勧告は上述の2つの制定法によりほぼ実現され、コモン・ロー裁判所でもエクイティー上の抗弁を主張することが認められ、エクイティー上の救済を受けることも可能となった。また、大法官府裁判所にも事実問題を審理し、コモン・ロー上の救済を与える権限が付与された。

しかし、司法制度調査委員会はこれらの改革が十分に機能していないことを 挙げ、次のように述べている。

「〔これらの改革は〕主張されている〔司法制度の〕欠陥の充分かつ適切な改善策ではなく、せいぜいこれらの欠陥のうち最も顕著なものを軽減するに止まり、それらを取り除くことはできないであろう、というのが我々の見解で

(19) ある」。

司法制度調査委員会は、結局次のような不都合が生ずることとなったと、例を挙げて説明している。

鉄道株式の売手と株式取引所の場内仲買人(jobbers)との間で、売手が場内仲買人から買方選択(calls)に対する補償金を得ようとコモン・ロー裁判所に訴訟を提起した。ほどなくして、同じ場内仲買い人に対して別の原告から同様の事案につき同じ救済を求める訴訟が大法官府裁判所に提起された。コモン・ロー裁判所は原告勝訴の判決を下し、すぐ後に大法官府裁判所も同様の判決を下した。被告は両判決について控訴したが、当然、一方は財務室裁判所に、他方は大法官府控訴裁判所に係属することになった。両訴訟は同時に係属されたが、両控訴裁判所の裁判官が、共通の結論に達することを目的として情報を交わすことのできる公的な機構は存在しないのである。この事例では財務室裁判所も大法官府控訴裁判所も独自に審理を進め、各々下級審判決を覆す判決をでいた。

しかし、このように「被告は異なった訴訟手続の下で遂行され、異なった上訴裁判所の審理に服する異なった裁判所で、同時に訴訟(疑いもなく異なった但手の訴訟)を受けさせられ、抵触する判決の危険に曝される」のである。

2. 教会裁判所(Ecclesiastical Courts) の裁判管轄権

教会裁判所はイギリス国教会の教徒でない者に対しても、検認(probate)及び婚姻事件に関して排他的管轄権を有していたが、このことはコモン・ロー (22) 法曹の非難の的であった。

結局,1857年検認裁判所法(Court of Probate Act 1857)及び1857年婚姻事件訴訟法(Matrimonial Causes Act 1857)により検認裁判所(Court of Probate)及び離婚・婚姻事件裁判所(Court for Divorce and Matrimonial Causes)が設置され,各々に該当する教会裁判所の管轄権が移された。

しかし、新たに設置されたこれらのこれらの裁判所は、教会裁判所時代から のローマ・カノン法に基づく法を運用しており、その法原則はコモン・ローの それとも、エクイティーのそれとも異なっていた。

3. コモン・ロー裁判所と海事裁判所(Admiralty Court)

19世紀に入るまでは海事裁判所の裁判管轄権にはごくわずかな事件しか属さなかったが、海外貿易の隆盛の結果、海事事件を扱う海事裁判所の役割が見直されてきた。そして、1861年海事裁判所法(Admiralty Court Act 1861)などにより、海事裁判所の裁判管轄権はコモン・ロー裁判所の排他的管轄権に属すると考えられていた多くの種類の事件にまで拡大された。

しかし、海事裁判所の運用する法もローマ法より影響を受けており、コモン・ロー裁判所とでは訴訟手続や与える救済が異なり、採用される法原則は予盾することもあった。司法制度調査委員会は次のような例を挙げ、説明している。

船舶の衝突についての訴訟において、当事者双方に過失が認められる場合には、コモン・ロー裁判所では原告の敗訴となるが、海事裁判所では原告は被告から損害の半分を賠償してもらう権利を有しており、そのような事件にあっては一般的に反対訴訟(cross suit)があって、被告も原告から半分の損害賠償を得る権利を有している。

また、コモン・ロー裁判所と大法官府裁判所との間で生じた問題が海事裁判 所との間でも起こることを次の例を挙げ説明している。

船舶への日常品の給付を求める請求についての海事裁判所の裁判管轄権は、外国籍船舶及び所有者がイングランドに居住していない場合のイギリス籍船舶についての訴訟に限られるが、なんらかの理由で当該船舶が抑留されるか、そのことについての訴訟が海事裁判所に係属するような事態が生ずれば、船舶の構造、装備、修理に関するあらゆる請求についての裁判管轄権を有することになる。しかし、これらのあらゆる請求は同時に、コモン・ロー裁判所において、異なった訴訟手続によって訴訟を提起することができるのである。このように、同じ事実を巡って生じた紛争の解決のために、同じ当事者の間で、同時に海事裁判所とコモン・ロー裁判所において訴訟が進められるということがしばしば生じ、共通の上訴裁判所が存在しないこと、すなわち、コモン・ロー裁判所からの上訴は財務室裁判所及び貴族院に係属し、海事裁判所からの上訴は枢密院司法委員会(Judicial Committee of the Privy Council)に係属することによってさらに困惑させるものとなる。

4. 当事者への負担

以上が、裁判管轄権に関する問題の主なものであるが、その結果として、訴訟当事者にとって、最も負担となったのはやはり何といっても、一度訴訟を提起するとその決着までに多大の時間と費用がかかるということであった。

次の、ノーウッド(C.M. Norwood)の言葉が象徴的である。

「法律家ではありませんが、この問題〔裁判所法案について〕深い利害を持つ、不幸な人たちがいます。……彼らは、現在の極端な訴訟費用、遅延及び訴訟手続の不十分な制度に苦しんでいる訴訟当事者であります。」

- C.S.C. Baron Bowen, Progress in The Administration of Justice during The Victorian Period, 1 Association of American Law Schools, Select Essays in Anglo-American Legal History 519—520 (1968).
- (2) R.J. Walker, Walker & Walker The English Legal System 76 (6th ed. 1985).
- (3) Roundell Plamer (1812-95). 1872-74年, 1880-85年の2回大法官。
- (4) 214 Parliamentary Debates, House of Lords (3rd Ser.), col. 331 (13 Feb. 1873).
- (5) てこでは、女王座裁判所 (Court of Queen's Bench), 財務裁判所 (Court of Exchequer), 民訴裁判所 (Court of Common Pleas) と、そこからの上訴を審理する財務室裁判所 (Court of Exchequer Chamber) 及び貴族院 (House of Lords) を指す。
- (6) ここでは、大法官府裁判所からの上訴を審理する大法官府控訴裁判所及び大 法官をも含める。
- (7) Hugh McCalmont Cairns (1819—82). 1868年, 1874—80年の2回大法官。
- (8) 216 Parliamentary Debates, House of Commons (3rd Ser.), col. 665 (9 June 1873).
- (9) John Duke Coleridge (1820-94).
- (10) op. cit. supra note 1, at 517.
- (11) See, C.H.S. Fifoot, English Law And Its Back Ground 13—14 (1932), and Id., at 517—518.
- (12) op. cit. supra note 11, at 14. (13) See, ibid.
- (14) 1 W.S. Holdsworth, A History of English Law (3rd ed.) 635.
- (15) ibid.
- (16) 1852年法: 15 & 16 Vict. c.76, 1854年法: 17 & 18 Vict. c.125, 1860年法: 23 & 24 Vict. c.126. 以上の3法を総称して, Common Law Procedure Acts, 1852—1860とする。
- (17) 21 & 22 Vict. c.78. この制定法は、イニシアティブを採ったケアンズの名

を冠して、Lord Cairn's Actとも呼ばれている。

- (18) See, 9 British Parliamentary Papers, Court of Common Law 1851—1860, at 219—220.
- (19) 13 British Parliamentary Papers, The Judicature 1868-1874, at 13.
- (20) Id., at 15. (21) Ibid.
- (22) See, op. cit supra note 2, at 73.
- (23) 20 & 21 Vict. c.77. (24) 20 & 21 Vict. c.85.
- (25) 24 & 25 Vict. c.10.
- (26) ある訴訟の被告が、訴訟で争われているのと同一の事件などにより生じた訴訟原因に基づいて、別の訴訟を提起すること。この意味において、被告が原告の訴訟に併合して提起するところの反訴(counterclaim)とは異なる。See、Black's Law Dictionary 338.
- (27) See, op. cit. supra note18 at 16.
- (28) See, ibid.
- (29) Parliamentary Debates, op. cit. supra note 8, col. 863 (12 june 1873).

Ⅲ 改革の内容─1873年裁判所法の概要

前に述べた問題の解決のための司法制度調査委員会の勧告の趣旨を要約すれば次のとおりである。

まず第1に、コモン・ロー裁判所、大法官府裁判所、海事裁判所、検認裁判所、離婚・婚姻事件裁判所を「女王陛下の最高法院」(Her Majesty's Supreme Court) と呼ばれる1つの裁判所に統合することである。

第2に、最高法院はいくつかの部 (divisions) または室 (chambers) に分けられるべきだということである。

ただし、すべての訴訟は最高法院に提起されるのであって、個々の部または 室に提起されるものではない。各部または室は、訴訟の対象事項に関して、ま たそれに対する抗弁に関して、それがコモン・ローに基づいていようとエクイ ティーに基づいていようと、最高法院のすべての権限を有し、係属している事 件の当事者間の完全な正義を実現するために適切かつ必要な救済を、または複 数の救済を与えることができる。また、各部または室は正義の適切な実現のた めに、訴訟を、どの段階にあっても、他の部または室に移送することを命ずる 権限を有する。

さらに, 第3として, 部の名称はこれまでの裁判所の名称を利用するという ことである。 最後に、基本的には、各部または室は1名の裁判官で開延するものとし、コモン・ロー裁判所の大法廷で処理されていた事件は、多くて3名の裁判官により審理・判決されるものとするということである。

以上の勧告は、裁判所法により完全に実現されたといえる。

まず第1の勧告を実現するもととして、その第3条で最高法院が設置された。最高法院は、第1審の裁判管轄権及び下位裁判所からの上訴管轄権を有する高等法院(High Court)と、高等法院からの上訴管轄権を有する控訴裁判所(Court of Appeal)からなり、高等法院には、コモン・ロー裁判所、大法官府裁判所、海事裁判所、検認裁判所、離婚・婚姻事件裁判所及びロンドン破産裁判所(Court of Bankruptcy)が、控訴裁判所には、財務室裁判所、大法官府控訴裁判所及び海事裁判所からの上訴を審理する枢密院司法委員会の裁判管轄権が統合された。ただし1875年裁判所法では、ロンドン破産裁判所はこの中から外され、1883年の破産法で再び組み入れられた。

1. 高等法院

高等法院は、当時の次のものより構成される。すなわち、①大法官、②女王座裁判所主席裁判官(chief justice)及び普通裁判官(puisne judges)、③記録長官(Master of the Rolls)、④民訴裁判所主席裁判官及び普通裁判官、⑤財務裁判所主席裁判官(chief baron)及び普通裁判官、⑥副大法官(vice chancellor)、⑦検認裁判所並びに離婚・婚姻事件裁判所裁判官(同一人)、⑧海事裁判所裁判官である。

ただし、これらの裁判官が、控訴裁判所の常任裁判官に任命された場合はこのかぎりでない。また、将来的には、最低10年勤続しているバリスターが高等 法院の裁判官に任命される資格を有する。

第2の勧告に従って、高等法院は事務を処理する便宜のために、次の5つの部に分けられる。すなわち、①大法官府部(Chancery Division)、②女王座部、③民訴部、④財務部、⑤検認、離婚及び海事部である。ロンドン破産裁判管轄権は、財務部に統合された。

それぞれの部に属する事務は各々の名称の旧裁判所に属していたものとされる。旧裁判所の名称を残したことにつき、コウルリッジ及び報告書は、無用な混乱を避けるため、と説明しているが、セルボーンはセンチメンタリズムとの

妥協であると説明している。

これら5つの部の分け方は、報告書の勧告通りであるが、海事裁判所、検認 裁判所、離婚・婚姻事件裁判所が1つの部にまとめられたのは、その運用する 法がどれもローマ法の影響を受けているものであったことによるものである。

また5つの部のうち、3部が旧コモン・ロー裁判所にあたるものとなっているが、それは、民訴裁判所主席裁判官のコウルリッジ及び財務裁判所主席裁判官のケリー(Kelly)を失職させないための措置であるといわれている。しかし、女王座部主席裁判官のコウバーン(Cockburn)及び財務部主席裁判官のケリーが1880年に死亡したため、1881年、民訴部及び財務部は枢密院令(9)(order in council)により廃止され、その裁判管轄権は女王座部に統合された。ちなみに、国王が枢密院令により部を変更できる権限は、第32条に規定されている。

注意すべきてとは、勧告でも述べられていたように、「高等法院の各部は分(10) 割された裁判所ではないということである。部に分けられるのは、あくまでも便宜上のことであって、「……総べて裁判官は、この法律の他の条項で明示的に規定されている場合を除いて、あらゆる点につき、等しい権限、権威及び機能を有する」ものとされている。これは、最高法院の統一性を担保するものとして当然のことであろう。

また第4の勧告に従って、一般的に高等法院では、1名の裁判官により審理される。これになじまない場合には、2. 3名の裁判官よりなる部裁判所 (divisional court) により審理される。

部裁判所で審理されるのは、県裁判所(County courts)などの下位裁判所 からの上訴などである。ちなみに、部裁判所の特別許可が与えられないかぎり、 (13) 高等法院(部裁判所)からの控訴裁判所への上告は認められない。

2. コモン・ローとエクイティーの関係

コモン・ロー裁判所と大法官府裁判所を1つの最高法院に統合することにより,コモン・ローとエクイティーは単一の裁判所で同時に運用されることが可能となった。最高法院のすべての裁判官は,コモン・ロー上の権利,抗弁及び救済並びにエクイティー上の権利,抗弁及び救済の両者を認めるべきであるとされ、またそのための権限を有している。また、一般差止命令は廃止された。

また、裁判管轄権の抵触についても次のような規定が置かれている。

「一般的に、同一事実につきコモン・ロー上の原則とエクイティー上の原則 の間に衝突または食違いが存在する……すべての事件においては、エクイティー (15) 上の原則が優先するものとする。」

ただし、この規定についてのコウルリッジの説明には留意する必要がある。 少し長くなるが引用する。

「〔裁判所法は〕コモン・ローとエクイティーを融合させるためのものではありません。コモン・ローとエクイティーはそのままです。……すなわち,それらの間には本質的な相違が存在するのです。コモン・ローとエクイティーの対象事項は同じではありませんし,議会の制定法によって同じにすることはできません。我々の司法制度の欠陥は,コモン・ローとエクイティーが存在することにあるのではなく,ある人が救済を求めてコモン・ロー裁判所に行き,エクイティー上の請求または抗弁が生じた場合に,他の裁判所に行き,新たに〔訴訟を〕始めなければならないことにあるのです。したがって,この法案〔裁判所法案〕が通過すれば,コモン・ローとエクイティーはそのまま残りますが,何人も一方の裁判所で与えることを拒否された救済を得るために,他方の裁判所に行かされることはなくなります。……裁判所は,コモン・ローの諸原則が適用される場合には,コモン・ローの諸原則に従って救済を与え、そうでない場合には,エクイティーの諸原則に従って救済を与えるです。」

それでも、コモン・ローとエクイティーの関係については、裁判所法成立後 しばらくの間判例に混乱があったといわれているが、そのことは今後の課題と し、ここでは触れない。

3. 控訴裁判所

第1審の裁判所が統合されたのであるから、それからの上訴を扱う裁判所も 当然統合されることになる。

控訴裁判所は5名の兼任裁判官と国王の任命する常任裁判官より構成される。 兼任裁判官は当時の①大法官,②女王座部主席裁判官,③記録長官,④民訴 部主席裁判官,⑤財務部主席裁判官の5名,常任裁判官は当時の①大法官府控 訴裁判所裁判官,②1871年枢密院司法委員会法により任命された,枢密院司法 委員会の有給裁判官,③国王が望ましいと判断し開封勅許状(Letters Patent) により任命したものの3名よりなる。

将来的には、「この法律が可決されなかったなら、法により大法官府控訴裁判所裁判官に任命される資格を有したであろう者または1年以上勤続した高等法院裁判官」が控訴裁判所常任裁判官に任命される資格を有するものとさ(18)れる。

高等法院及び控訴裁判所の判決または命令に対して、貴族院及び枢密院司法委員会へのいかなる上訴も認めない条項も規定されていたが、1875年裁判所法によりその施行が1876年11月まで延期され、1876年の上訴管轄権法(Appelate Jurisdiction Act 1876)により廃止された。このことについては、前述のように別の機会に述べることとする。

〔注〕

- (1) 13 British Parliamentary Papers, The Judicature 1868—1874, at 17—18.
- (2) Id., at 17.
- (3) 36 & 37 Vict. c.66, § 4.
- (4) 38 & 39 Vict. c.77. (5) 46 & 47 Vict. c.57.
- (6) 36 & 37 Vict. c.66, § 5. (7) Id., § 39. (8) Id., § 31.
- (9) J. ベイカー, 小山貞夫 (訳), イングランド法制史概説66頁。
- (10) 36 & 37 Vict. c.66, § 5. (11) Id., § 39. (12) Id., § 40.
- (13) Id., § 45. (14) Id., § 24.
- (15) Id., § 26(11). この他にも、2 隻の船の衝突から生じた損害賠償のための訴訟において、両船共に過失が認められるのであれば、従来、海事裁判所で運用されていた原則が優先するとの規定もある(§ 26(9))。
- (16) 216 Parliamentary Debates, House of Commons (3rd Ser.), col. 644-645 (9 June 1873).
- (17) 36 & 37 Vict. c.66, § 6. (18) Id., § 8.
- (19) 39 & 40 Vict, c,57,

Ⅳ おわりに

このように、裁判所法による司法制度改革は、裁判所の構成だけに限ってみても、ほとんどすべての上位裁判所を1つの裁判所に統合するという徹底したものであった。その後今日に至るまで数々の改正がなされているが、基本的な制度は裁判所法により編成されたものである。

しかしながら、これだけ徹底して改革が行えたのは、やはりそれが司法制度

調査委員会の詳細な調査に基づいていること,そして制定法によるものであったからである。これらは,具体的事件を待ってなされる判例による改革ではできることではない。1873年裁判所法は,イギリスにおいては法形成の一翼を担う裁判所制度の抱える問題を解決したが,実はそれに止まらず,判例による法の近代化の限界を,そして裁判所の法形成上の役割の後退を浮き彫りにするものであると考えられるのである。そしてこのことが,19世紀を「改革の世紀」と呼ぶにふさわしいものとしている1つの要因なのではないだろうか。